

# 議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和2年 5月13日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和2年5月13日(水) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中村 榮 憲	出	松隈	築地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	元石 久 隆	出
2	江口 啓 子	出	三津	城尾 良 信	出
3	中村 佐 代 子	出	大曲	福島 啓 洋	出
5	城島 訓 浩	出	吉田	北島 知 典	出
6	荒木 清 隆	出	田手	森 勝 浩	欠
7	森田 利 光	出	豆田	原 隆 司	欠
8	小林 宏	出	箱川	江頭 秀 臣	出
9	大坪 敏 博	出			
10	木下 大 学	出			
11	内川 正 良	欠			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局長] 前山 章	係長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-----------	----------------------

5. 議事録署名委員の指名 5番 城島 訓浩 委員 6番 荒木 清隆 委員

6. 議 事

第1号報告	農地法第18条第6項規程による通知書	2件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	1件
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく届出承認申請案件	1件
第3号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	2件
第4号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	3件
第5号議案	農地等形状変更の届出案件	3件
第6号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和2年度 第2号農用地利用集積計画(案)の決定案件	52件
第7号議案	農業委員会の適正な事務実施に基づく平成31年度	

	点検・評価（案）及び令和2年度活動計画（案）について	
第8号議案	吉野ヶ里町空家に付随する農地の別断面積取扱基準の一部改正について	
第9号議案	吉野ヶ里町空家に付随する農地区域指定取消申出について	1件
第10号議案	農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件	8件
第11号議案	農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る意見聴取案件	3件
第12号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	3件

[開会 午前9時00分]

○ **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和2年5月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

○ **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくをお願いします。

(会長 あいさつ)

○ **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11名中10名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は6名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第6条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

○ **議長** それでは、総会の次第によりまして、2番の議事録署名委員の指名を行います。

5番 城島 訓浩 委員 6番 荒木 清隆 委員、議事録署名をお願い致します。

○ **議長** 3番の議事に入ります。

第1号報告	農地法第18条第6項規程による通知書	2件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	1件
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく届出承認申請案件	1件
第3号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	2件
第4号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	3件
第5号議案	農地等形状変更の届出案件	3件
第6号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和2年度第2号農用地利用集積計画（案）の決定案件	52件
第7号議案	農業委員会の適正な事務実施に基づく平成31年度点検・評価（案）及び令和2年度活動計画（案）について	
第8号議案	吉野ヶ里町空家に付随する農地の別断面積取扱基準の	

一部改正について

第9号議案	吉野ヶ里町空家に付随する農地域指定取消申出について	1件
第10号議案	農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件	8件
第11号議案	農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る意見聴取案件	3件
第12号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	3件

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第1号報告について説明をお願いします。

○ **事務局長** 1ページをお願いします。

第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認 合意解約-1~2を朗読。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。

○ **議長** 続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-1について説明を求めます。

○ **事務局長** 3ページをごらんください。第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-1について説明します。

整理番号 3-1を朗読。所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、4ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、5ページに位置図、6ページに字図の写し、7~12ページに事業概要、13、14ページに全部事項証明書、15ページに新聞記事、16ページに再生可能エネルギー発電事業計画認定書を添付しております。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見ををお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 導水管を埋設後、元に戻すという事なので、問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見ををお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定に基づく届出承認申請案件整理

番号届出-1について説明を求めます。

○ **事務局長** 17ページをごらんください。第2号議案 農地法第4条の規定に基づく届出承認申請案件 整理番号届出-1について説明します。

整理番号 届出-1を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定に該当するため問題ないと思います。

申請地につきましては、18ページに位置図、19ページに字図の写し、20ページに土地利用計画図、21ページに建物平面図、22ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 自宅の近くで管理もしやすくなるので問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請案件整理番号4-1について説明を求めます。

○ **事務局長** 23ページをごらんください。第3号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請案件 整理番号4-1について説明します。

整理番号 4-1を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断されます。転用目的の車庫及び駐車場の候補地選定の結果、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、24ページに位置図、25ページに字図の写し、26ページに土地利用計画図、27ページに断面図、28ページに建物立面図、29ページに経過書、30ページに写真を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員及び○○委員ご意見を願います。

○ ○番(○○委員) 問題ないと思います。

○ ○番(○○委員) 住宅に囲まれている場所なので問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見を願います。

○ ○○最適化推進委員 特に問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第3・4号議案 農地法第4・5条の規定に基づく許可申請案件整理番号4-2・5-1について説明を求めます。

○ **事務局長** 31ページをごらんください。第3・4号議案 農地法第4・5条の規定に基づく許可申請案件、整理番号4-2・5-1について説明します。

整理番号4-2・5-1を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。転用目的の農業用施設の候補地選定の結果、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、32ページに位置図、33ページに字図の写し、34ページに土地利用計画図、35ページに断面図、36ページに顛末書、37ページに写真を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。この地区は私の担当地域ですがとくに問題ないと思います。

地元委員、○○委員ご意見を願います。

○ ○番(○○委員) すでに農業用の施設になってしまっているので問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見を願います。

○ ○○最適化推進委員 特に問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-2について説明を求めます。

○ **事務局長** 38ページをごらんください。第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件、整理番号5-2について説明します。

整理番号5-2を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内。農地の区分は水管、下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存するため第3種農地と判断されます。転用目的の建売分譲住宅及び特定建築条件付売買予定地の候補地選定の結果、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、39ページに位置図、40ページに字図の写し、41ページに土地利用計画図、42ページに断面図、43ページに建物平面図、44ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員及び〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 現在は荒地になっているので、問題ないと思います。

○ **〇番（〇〇委員）** 特に問題ないと思います。

○ **〇〇最適化推進委員** 問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-3について説明を求めます。

○ **事務局長** 45ページをごらんください。第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件、整理番号5-3について説明します。

整理番号5-3を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内。農地の区分は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅

地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから第 2 種農地と判断されます。転用目的の一般住宅の候補地選定の結果、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、46 ページに位置図、47 ページに字図の写し、48 ページに土地利用計画図、49 ページに断面図、50 ページに建物平面図、51 ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
  - 〇番（〇〇委員） 問題ないと思います。
  - 議長 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
  - 〇〇最適化推進委員 周りも宅地化しているので問題ないと思います。
  - 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
  - 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。
  
  - 議長 続きまして、第 5 号議案 農地等形状変更の届出案件整理番号形状変更-1~3 について説明を求めます。
  - 事務局長 52 ページをごらんください。第 5 号議案 農地等形状変更の届出案件整理番号形状変更-1 について説明します。
- 整理番号形状変更-1~3 を朗読。
- 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員及び〇〇委員ご意見をお願いします。
  - 〇番（〇〇委員） 特に問題ないと思います。
  - 〇番（〇〇委員） 議案書にあるとおり、あそこは防除ができないような場所なので、特に問題ないと思います。
  - 〇〇最適化推進委員 問題ないと思います。
  - 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
  - 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお

願ひ致します。はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 2 年度第 2 号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。

○ **事務局長** 64 ページをごらんください。第 2 号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が 8 件、再設定が 44 件の計 52 件で、田が 98 筆 233,596 m<sup>2</sup>、畑が 0 筆 0 m<sup>2</sup>、合計の 233,596 m<sup>2</sup>となっております。

次に 67 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,353,931.66 m<sup>2</sup>、今回解約面積 229,910 m<sup>2</sup>、今回計画といたしまして 233,596 m<sup>2</sup>、現在の合計 4,357,617.66 m<sup>2</sup>となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ **議長** 続きまして、第 7 号議案 農業委員会の適正な事務実施に基づく平成 31 年度点検・評価（案）及び令和 2 年度活動計画（案）について説明を求めます。

○ **事務局長** 68 ページをごらんください。第 7 号議案 農業委員会の適正な事務実施に基づく平成 31 年度点検・評価（案）及び令和 2 年度活動計画（案）について説明します。第 7 号議案を朗読。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

○ **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。

○ **議長** 続きまして、第 8 号議案 吉野ヶ里町空家に付随する農地の別断面積取扱基準の一部改正について説明を求めます。

○ **事務局長** 80 ページをごらんください。第 8 号議案 吉野ヶ里町空家に付随する農地の別断面積取扱基準の一部改正について説明します。第 8 号議案を朗読。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

○ **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致

します。はい、全員挙手です。

○ **議長** 続きまして、第 9 号議案 吉野ヶ里町空家に付随する農地域指定取消申出について説明を求めます。

○ **事務局長** 83 ページをごらんください。第 9 号議案 吉野ヶ里町空家に付随する農地域指定取消申出について説明します。第 9 号議案を朗読。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

○ **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。

○ **議長** 続きまして、第 10 号議案 農業振興地域整備計画の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件について、農振-1~8 まで続けて説明を求めます。

○ **事務局長** 87 ページをごらんください。第 10 号議案 農業振興地域整備計画の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明します。農振-1~8 を朗読。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

○ **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。

○ **議長** 続きまして、第 11 号議案 農業振興地域整備計画の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件について、説明を求めます。

○ **事務局長** 184 ページをごらんください。第 11 号議案 農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る意見聴取案件について説明します。第 11 号議案を朗読。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

○ **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。

○ **議長** 続きまして、第 12 号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について、説明を求めます。

- **事務局長** 199 ページをごらんください。第 12 号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明します。第 12 号議案を朗読。説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。
  
- **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前 11 時 15 分